

## 日中サービス支援型共同生活援助の評価

### 日中サービス支援型共同生活援助における評価根拠

日中サービス支援型指定共同生活援助を行う事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図る観点から、年に1回以上、当該事業所が所在する市町村の自立支援協議会等に対し、当該事業の実施状況等を報告し、市町村協議会等から評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴かなければならないものと規定されています。

また、知事が必要と認める場合に設置者は新規指定申請時にあたり、市町村協議会等に対し、運営方針や活動内容を説明の上、当該協議会等による評価を受けるものとされています。

【日中支援型共同生活援助における協議会等への報告・協議会等からの評価等に関する実施要綱】別添

### 評価の目的

日中サービス支援型共同生活援助の運営にあたっては、地域に開かれたサービスとすることにより、サービスの質の確保を図る観点から、実施するものです。

### 評価の視点

利用者に応じて外部サービスも利用し、日中サービス支援型共同生活援助サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮されているか。

地域住民または地域活動との交流に努めているか。

### 1. 必要書類の提出

時期: 4月

対象: 事業所は指定後1年ごとに提出

内容: 報告・評価シートを市へ提出

### 2. 市町村協議会にて評価実施

時期: 6月

内容: 協議会の事前審査会。事業所同席のもと、「報告・評価シート」に基づき質疑応答を行う。

評価者: 協議会委員5名

### 3. 市町村協議会にて評価実施

時期: 7~8月予定

内容: 「報告・評価シート」及び事業所の質疑内容に基づき評価を行う。

評価者: 協議会委員16名

### 4. 事業所への結果通知

時期: 9月

内容: 市町村協議会より事業所に助言・要望等の通知を行う。

### 5. 市町村協議会から県協議会へ結果の報告

時期: 千葉県総合支援協議会が別に定める期日

内容: 市町村協議会が県協議会に報告書を提出

### 6. 県協議会による市町村協議会への助言等

時期: 県協議会へ結果の報告後

内容: 県協議会は市町村協議会に対し、必要に応じて助言等を行う。

### 7. 次回以降の指導・評価に向けた改善

時期: 県協議会による市町村協議会への助言後

内容: 市町村協議会は県協議会の助言等を参考に、次回以降の事業所の評価・助言等における全体的な資質向上に努める。

日中サービス支援型共同生活援助事業所と通所事業所を同一敷地内に設置しようとする場合などに、事前評価が必要となります。

### 1. 必要書類の提出

時期: 7～8月の市町村協議会で評価を行う場合 → 4月

2月の市町村協議会で評価を行う場合 → 9月

対象: 知事が認める場合のみ事前に提出

内容: 報告・評価シートを協議会へ提出

### 2. 市町村協議会にて評価実施

時期: 6月と11月に開催 いずれかで評価実施

内容: 協議会の事前審査会。事業所同席のもと、「報告・評価シート」に基づき質疑応答を行う。

評価者: 協議会委員5名

### 3. 市町村協議会にて評価実施

時期: 7～8月と2月に開催予定 いずれかの協議会にて評価実施

内容: 「報告・評価シート」及び事業所の質疑内容に基づき評価を行う。

評価者: 協議会委員16名

### 4. 事業所への結果通知

時期: 市町村協議会での評価実施翌月

内容: 市町村協議会より事業所に助言・要望等の通知を行う。

※市町村協議会から県協議会への結果報告等は、実施の流れ(既に指定を受けている場合)の5～7と同様に行います。

### 5. 県への結果報告

時期: 事業所への結果通知後

内容: 内容: 事業所は市町村協議会での結果通知を添付し、県に報告し新規指定を受ける。

## 1. 実施の趣旨説明

開催意義について(15分程度)

## 2. プレゼン、質疑応答

報告・評価シートの内容説明(事業所15～20分程度)

評価に必要事項の質疑応答(15～20分程度)

## 3. 評価

各委員による評価シートの記載(15分程度)

※評価実施の翌日までに評価を提出(当日の提出も可)

# 報告・評価シート（案）

【報告日 年 月 日】

【評価日 年 月 日】

項目	【事業所記入欄】									
1 施設概要	事業者名				人員配置	日中				
	指定日	年	月	日		世話人	生活支援員			
	所在地					人	人			
	定員数（共同生活援助）	人				（常勤換算後）	（常勤換算後）			
	定員数（短期入所）	人				人	人			
	共同生活住居数	戸				夜間				
	【住居の内訳】	【定員数の内訳】				世話人（夜間）	世話人（夜間）			
	【住居名を記載】	名				人	人			
	【住居名を記載】	名				（常勤換算後）	（常勤換算後）			
	【住居名を記載】	名				人	人			
2 利用者状況 (令和 年 月 日 現在)	障害支援区分	人数			内訳	主な障害種別利用者人数（重複はそれぞれ記入）				
	非該当	人				身体	総 数： 人			
	区分1	人				主に日中GHで過ごす人数： 人				
	区分2	人				知的	総 数： 人			
	区分3	人				主に日中GHで過ごす人数： 人				
	区分4	人				精神	総 数： 人			
	区分5	人				主に日中GHで過ごす人数： 人				
	区分6	人				難病等	総 数： 人			
	合計	人			主に日中GHで過ごす人数： 人					
	年齢	人数			内訳	障害特性		人数		
	～20代	人				医療的ケアが必要な者		人		
	30代	人				強度行動障害がある者		人		
	40代	人								
	50代	人								
60代～	人									

※指定前の事前評価の場合は、その時点で予定している内容を回答して下さい。

項目	【事業所記入欄】 具体的な内容	【市町村協議会等記入欄】 要望・助言・評価
3 設立目的・運営方針	<b>【設立目的】</b> (別紙でも可)	
	<b>【運営方針】</b> (別紙でも可)	
4 利用者の主な日中の活動について	・GH内で主にどのような日中サービスを提供しているか。 <hr/>	
	・外部の日中活動サービス等の利用人数及び内容について 前項「2 利用者状況」記載の利用者のうち、外部の日中活動サービスの利用者人数：      人	
	(主な外部の日中活動サービスの種類を記入)	
	・外部の日中活動サービス等を利用していない方について 外部の日中サービスを利用していない方がいる場合は、その主な理由と、GH内での生活スケジュールの個々の事例を挙げてください。	

※指定前の事前評価の場合は、その時点で予定している内容を回答して下さい。

項目	【事業所記入欄】 具体的な内容	【市町村協議会等記入欄】 要望・助言・評価						
5 利用者に対する地域生活の支援状況について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者に対して外出や余暇活動の支援に努めているか。 (充実した地域生活を送るために行っている外出・余暇活動等の支援活動の事例を記入)</li> </ul>							
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体験的利用等のニーズに対応しているか。 (これまでの体験利用者の人数を記入)</li> </ul>							
	<ul style="list-style-type: none"> <li>(体験利用の事例を記入)</li> </ul>							
6 同一敷地内に設置した通所事業所について <small>※該当する場合のみ回答</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通所事業所の概要について</li> </ul> <table border="1" data-bbox="459 762 1272 911"> <tr> <td data-bbox="459 762 824 810">事業所名</td> <td data-bbox="824 762 1272 810"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 810 824 858">サービス種別</td> <td data-bbox="824 810 1272 858"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 858 824 911">利用定員</td> <td data-bbox="824 858 1272 911"></td> </tr> </table>	事業所名		サービス種別		利用定員		
	事業所名							
	サービス種別							
	利用定員							
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通所事業所での日中活動の具体的な内容</li> </ul>							
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日中支援型GH入居者の当該通所事業所の利用状況</li> </ul>							
<ul style="list-style-type: none"> <li>【GHからの利用人数】 人</li> </ul>								
<ul style="list-style-type: none"> <li>【通所の頻度】 1週間に 日程度</li> </ul>								
<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該通所事業所以外にも日中活動の機会を確保できるよう実践している工夫・取り組み</li> </ul>								

※指定前の事前評価の場合は、その時点で予定している内容を回答して下さい。

項目	【事業所記入欄】 具体的な内容	【市町村協議会等記入欄】 要望・助言・評価				
7 地域に開かれた 運営について	<p>・家族や地域住民との交流の機会が確保されているか。</p> <hr/> <p>・実習生やボランティアを積極的に受け入れているか。</p> <table border="1" data-bbox="459 435 1272 536"> <tr> <td data-bbox="459 435 824 488">受け入れ人数</td> <td data-bbox="824 435 1272 488">実 習 生：            人</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="824 488 1272 536">ボランティア：        人</td> </tr> </table> <p>(受け入れの事例を記入)</p>	受け入れ人数	実 習 生：            人		ボランティア：        人	
受け入れ人数	実 習 生：            人					
	ボランティア：        人					
8 短期入所の併設に ついて	<p>・前年度の受け入れ人数</p> <hr/> <p>・緊急・一時的な支援等の受け入れ人数と事例</p> <hr/>					
9 支援体制の確保に ついて	<p>・日中・土日を含めた常時の支援体制が確保されているか</p> <hr/>					
10 相談支援事業者や 他のサービス事業所と の連携状況について	<p>(具体的な連携状況の事例を記入)</p>					

※指定前の事前評価の場合は、その時点で予定している内容を回答して下さい。



項目	【事業所記入欄】 具体的な内容	【市町村協議会等記入欄】 要望・助言・評価
11 従業員の資格取得状況や実務経験について	<p>・支援スキルの高い管理者を置いているか。            (必要な知識または経験として、障害福祉分野での経験やその            従事内容、期間、研修の受講経験を記入)</p>	
	<p>・支援スキルの高いサービス管理責任者を置いているか。            (必要な知識または経験として、障害福祉分野での経験やその            従事内容、期間、研修の受講経験を記入)</p>	
	<p>・支援スキルの高い従業員を置いているか。            (障害者の日常生活支援等を行える経歴及び実績、資格要件            を記入)</p>	
12 障害福祉関連事業における経験がない従業員に対する対応	<p>・事業所内、外部研修の年間受講計画はあるか。</p>	
	<p>・資格取得への取り組みはあるか。</p>	

※指定前の事前評価の場合は、その時点で予定している内容を回答して下さい。

項目	【事業所記入欄】 具体的な内容	【市町村協議会等記入欄】 要望・助言・評価
13 利用希望者の受け入れ可否の判断基準について	<p>・利用希望者の受け入れ可否の判断基準はあるか。  (ある場合、受け入れできる・できないを分ける判断基準の具体的な内容を書いてください)</p> <p>・実際に利用希望があった時に受け入れを断った例はあるか  (ケースの経過と事後処理の状況を書いてください)</p>	
14 協議会からの要望、助言への対応（2回目以降記入）		
15 その他	<p>(その他、独自の工夫点がある場合記入)  ※設備のバリアフリー化等</p>	

※指定前の事前評価の場合は、その時点で予定している内容を回答して下さい。

日中サービス支援型共同生活援助における協議会等への報告・  
協議会等からの評価等に関する実施要綱

(目的)

第1条 日中サービス支援型共同生活援助における協議会等への報告・協議会等からの評価等は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」(平成24年12月21日条例第88号)に定めるほか、県内の市町村(政令指定都市及び中核市、我孫子市を除く。以下、この要綱において同じ。)において、日中サービス支援型グループホームの設置者(以下、「設置者」という。)が事業を実施する場合は、この要綱に定めるところにより行うものとする。

(市町村協議会等への定期報告)

第2条 設置者は年に1回以上、当該事業所が所在する市町村の自立支援協議会等(法第89条の3第1項に規定する協議会又はその他の都道府県知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの(以下、「市町村協議会等」という。))に対し、当該事業の実施状況等を報告し、市町村協議会等から評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴かなければならないものとする。

2 設置者は、市町村協議会等が別に定める期日までに、「日中サービス支援型共同生活援助における協議会等への報告書(事業所用)」(別記第1号様式)及び「評価・報告シート」(別記第2号様式)に必要事項を記入し、当該市町村協議会等へ提出しなければならない。

なお、新規指定後の提出は1年以内とし、以後の提出は1年毎とする。

3 設置者は、必要に応じて市町村協議会等へ当該事業の実施状況等について説明を行うものとする。

4 設置者は市町村協議会等における評価及び助言、要望等を尊重し、当該事業における質の向上するように努めるものとする。

(市町村協議会等からの評価)

第3条 市町村協議会等は設置者から上記第2条第2項に基づき関係書類が提出された際は、速やかに内容を審査の上、当該設置者の評価を行うものとする。

2 市町村協議会等は、必要に応じて設置者に対し、追加の説明又は報告等を求めることができるものとする。

(県協議会への定期報告)

第4条 市町村協議会等は年に1回以上、千葉県総合支援協議会(以下、県協議会)が別に定める期日までに当該市町村協議会等において実施した評価等の結果を取りまとめの上、「日中サービス支援型共同生活援助における協議会等への報告書(市町村用)」(別記第3号様式)を提出するものとする。

2 県協議会は、前項による報告を受け、必要に応じて市町村協議会等に助言等を行うことができるものとする。

3 市町村協議会等は、県協議会における助言等を尊重し、次回以降の設置者に対する助言、評

価等の質が向上するように努めるものとする。

(新規指定申請時の対応)

第5条 知事が必要と認める場合に設置者は事業の新規指定申請にあたり、市町村協議会等に対し、運営方針や活動内容等を説明の上、当該協議会等による評価を受けるものとし、その内容を「市町村協議会等における評価結果等の報告書」(別添第4号様式)及び「市町村協議会等による評価結果報告シート」(別添第5号様式)を用いて知事に報告するものとする。

(記録の保管等)

第6条 上記第2条及び第3条で規定する市町村協議会等における評価を受けた設置者は、その報告内容及びそれに対する評価、助言及び要望等についての記録を整備し、5年間保存しなければならない。

2 設置者は、個人情報の保護に留意しつつ、前項で規定する記録及び事業の運営状況を積極的に公表するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるものを除くほか日中サービス支援型共同生活援助における協議会等への報告・協議会等からの評価等の実施に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。